

所管部課		教育部 教育指導課		部長		小俣 学	
件 名		デジタル利活用支援員配置要綱について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨							
新たに会計年度任用職員の職を設置するにあたり、本要綱を制定するものである。							
(1) 主な内容 東大和市が設置する小学校、中学校において、授業等におけるデジタル利活用等を支援するデジタル利活用支援員の任用及び勤務等について必要な事項を定める。							
(2) 施行日 令和6年4月1日							
(3) 影響及び効果 ・本要綱の制定により、デジタル利活用支援員任用等に係る適切な事務を行うことができる。 ・小学校、中学校におけるデジタルを活用した学習の推進を図ることができる。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和6年3月27日に、教育委員会定例会において審議							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、関係事務を速やかに進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。